

大井川利水関係協議会 規約

(名称及び目的)

第1条 中央新幹線建設における大井川水系の水資源の確保及び水質の保全等について、流域の関係者が一体となって対応するため、大井川利水関係協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(処理事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を処理するものとする。

- (1) 大井川水系の表流水、伏流水（地下水）の確保に関すること。
- (2) 大井川水系の水質の保全に関すること。
- (3) その他、上記の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 協議会は、会員をもって組織し、相互に対等な立場であるものとする。
2 会員は別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(会 議)

第4条 会議は各会員の発意により開催するものとする。
2 会員は、処理事項の案件に応じ、会員の過半数の了解を得た場合に限り、必要な関係者等を、出席させることができるものとする。

(決定事項)

第5条 協議会において決定した事項は、事務局が取りまとめ、「静岡県中央新幹線対策本部」に報告するものとする。
2 東海旅客鉄道株式会社との連絡、調整及び交渉は「静岡県中央新幹線対策本部」を通じて行うものとする。

(事 務 局)

第6条 協議会の事務局は、静岡県くらし・環境部環境局水資源課に置く。

(雑 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- ・この規約は、平成30年8月2日から施行する。
- ・この規約は、令和2年4月1日から施行する。
- ・この規約は、令和4年4月1日から施行する。
- ・この規約は、令和4年5月18日から施行する。
- ・この規約は、令和4年11月11日から施行する。

別表 会員名簿

利 水 者		流 域 市 町	
団 体 名	職 名	市 町 名	職 名
大井川土地改良区	理事長	島田市	市長
神座土地改良区	理事長	焼津市	市長
金谷土地改良区	理事長	掛川市	市長
大井川右岸土地改良区	理事長	藤枝市	市長
特種東海製紙株式会社	執行役員 産業素材 事業本部長	袋井市	市長
新東海製紙株式会社	取締役 島田工場長	御前崎市	市長
島田市（水道事業）	市長	菊川市	市長
静岡県大井川広域水道 企業団	企業長	牧之原市	市長
牧之原畑地総合整備 土地改良区	理事長	吉田町	町長
東遠工業用水道 企業団	企業長	川根本町	町長
中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー 静岡水力センター	所長	/	
静岡県	副知事		
計		22 名	